

補助要件チェックリスト

* 確認欄に、備考に従い、「○」「×」「－」のいずれかを記入してください。

* 「×」がある場合は、補助要件を満たしていないため、補助の対象となりません。

No.	補助要件	確認欄	備 考
1	出店する物件は補助対象エリア（申請の手引き 2 ページ、図 1 を参照）に該当するか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
2	新規出店か（移転の場合はNo. 3 へ）		新規出店の場合は「○」 移転の場合は「－」でNo.3へ
3	中心市街地区域（申請の手引き 5 ページ、図 2 を参照）の区域外からの移転か、区域内の移転(※)か		区域外からの移転の場合「○」 区域内の移転の場合「×」
	※区域内の移転で、入居する建物の事情等により、自己都合ではなくやむを得ず移転となる場合は、担当にご相談ください。補助対象となる場合がございます。		
4	3 か月以上継続して利用されていない物件か（前の借り手の退去後から 3 か月以上経過しているか）		利用されていない場合「○」 利用されている（経過していない）場合「×」
5	業種は、小売業、飲食業、生活関連サービス業、コミュニティビジネス に該当するか（該当する業種がない場合はNo.6へ）		該当する場合は「○」 該当しない場合は「－」でNo.6へ
6	出店する事業内容は、不特定多数の利用者の集客を見込むもので、新たに来街する機会を作り出すものか（※具体的な内容は、職員にご確認ください。）		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
	営業形態は、実店舗で、接客による商品、サービスの提供を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合で、下記※に該当しないものは「×」
7	※無人営業の店舗など、接客を伴わない商品、サービスの提供を行うもの（自動販売機コーナー、無人販売所、コインランドリーなど）の場合は、担当にご相談ください。		
	※無人によるレンタルオフィスや貸スペースなどの営業の場合は、担当にご相談ください。具体的な営業内容（不特定多数の者が利用可能かなど）をもとに対象となるかの判断をいたします。		
8	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条に規定する風俗営業に該当するか		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」

次のページにつづく

No.	補助要件	確認欄	備 考
9	フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業か		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
10	政治、または宗教に関する事業を行うものか		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
11	週 5 日以上、かつ通年で営業するものであるか		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
12	(飲食店以外の場合) 営業時間は正午までに開店し、1 日 6 時間以上の営業を行うものであるか		飲食店の場合は「－」でNo.13へ 該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
13	(飲食店の場合) ①午前11時から午後 2 時までのランチ営業を含む、1 日 6 時間以上の営業を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「－」でNo.14へ
14	(飲食店の場合) ②午前 3 時までに開店し、1 日 6 時間以上の営業を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
★以下は、補助金交付の条件となります。			
15	補助金の交付後、その店舗で継続して 2 年以上営業すること		履行する場合は「○」 できない場合は「×」
16	店舗が位置する街区の商店街団体等の構成員となるなど、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関する活動に積極的に参加すること		履行する場合は「○」 できない場合は「×」
17	申請した事業内容以外の用途、目的（転貸や事業計画以外の使用など）で使用しないこと		遵守する場合は「○」 できない場合は「×」
18	交付決定から起算して60日以内、又は交付決定日の属する年度内に工事を完了すること		履行する場合は「○」 できない場合は「×」
※その他補助金利用に当たっての基本要件			
19	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと		
20	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと		